

JAPAN MICE Challenge 2027 メンター派遣に関する基本要件

1. 派遣されるメンター個人に関する要件

1) 知見

- (1) ピッチ題材（与件）の担当部門（次の3部門）に関し学生たちに伴走できる知見を有すること。
・インセンティブ旅行部門 ・国際会議部門 ・展示会部門

(2) スケジュールの柔軟性

- (1) 学生たちの希望を優先し、週末などの通常就業時間外を含め、月1回程度の面談に対応できること。
- (2) E-mailによる質問など、学生たちからの面談以外の問い合わせにも、丁寧に対応できること。

(3) 創造的な支援スタンス

- (1) 学生の自由な発想を尊重し、指示・誘導ではなく、引き出し型のサポートができること。
- (2) プレッシャー・抑圧を与えず、学生たちが安心してチャレンジできる環境作りができること。

(4) オンライン面談の運営能力

- (1) Zoom、又は、Teamsのミーティングルーム招待リンクを発行・管理できること。
- (2) 必要に応じたリマインドや参加促進が可能であること。
- (3) 学生たちと相談し、当該面談時に次回の面談日程を必ず決めること。

(5) 知的財産権と守秘義務の尊重

- (1) 学生のアイデア・情報・個人情報を外部に漏らさないこと。
- (2) メンター就任について公表しない（自身のSNSなどを含む）ことを了承できること。

(6) ハラスメント禁止の誓約

- (1) ハラスメント（セクハラ・パワハラ等）行為を一切行わないこと。
- (2) プライバシーを含む、学生の人格尊重に努めること。

2. 派遣元の組織に関する要件

1) 勤務管理・労務対応の体制整備

- (1) 所属部署、及び、人事部門が夜間・早朝・週末などの面談を労務管理上正式に記録・承認できること。
- (2) 時間外手当の処理が可能な規定・予算・実務体制があること。

2) オンライン環境の提供

- (1) Zoom、又は、Teamsなどツールのアカウントを所持し、メンター用に発行・管理できる体制があること。
- (2) 同ツールの利用方法について、サポートできるスタッフの配置があること。

3) 情報管理・守秘義務規定

- (1) 学生のアイデア・情報・個人情報に関する機密保持に同意した上でメンターを派遣すること。
- (2) 社外発表やSNS投稿等の広報制限に関するルールが整っていること。

4) コンプライアンス遵守

- (1) ハラスメント防止策（相談窓口、研修等）が整備されていること。
- (2) 学生のプライバシー尊重の姿勢が担保されていること。
- (3) メンターの派遣が学生の成長を目的としていることについて、組織として同意していること。

2026年6月

JAPAN MICE Challenge 実行委員会事務局